

## 令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務の公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和5年3月22日

香川県知事 池田 豊人

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務
- (2) 委託期間 委託契約日から令和6年3月31日までの間で契約書に定める期間
- (3) 契約限度額 7,429,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要 令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務仕様書のとおり

### 2 応募資格

県内に本社又は事業所を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

2社以上の法人が共同で申し込むこともできます。この場合は、特定共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成したうえで応募しなければならず、特定JVを結成するそれぞれの法人も、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、A級に格付けされている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者

### 3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書(様式1)及び応募資格要件に適合することを証明する書類(以下「応募意思表明書等」という。)を、下記10に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。なお、応募意思表明書を提出後に提案を辞退する場合には、辞退届(様式2)を速やかに提出してください。

(受付期間) 令和5年3月22日(水曜日)から令和5年4月3日(月曜日)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和5年4月5日(水曜日)までに、応募資格の確認結果を電子メールにて通知します。(後日書面を郵送)
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。
- (4) 公募公告等に関する質問は、次のとおり取り扱います。

(受付期間) 令和5年3月22日(水曜日)から令和5年4月10日(月曜日)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(受付方法) 質問票(様式3)を下記10まで電子メールで送付してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。質問の際は、メール表題に「令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務公募要領質問」と明記してください。

(回答方法) 質問のあった事項のうち、重要と判断した事項については、令和5年4月12日(水曜日)に、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。また、下記10の場所において閲覧に供します。

- (5) 「特定JV」を結成したうえで応募する場合は、特定共同企業体参加資格審査申請書(様式5)、委任状(様式6)及び特定企業体協定書を、下記10に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

### 4 説明会

説明会は開催しません。

### 5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 応募資格を有する者は、仕様書に基づき、企画提案書（様式4）及び見積書を下記10の場所まで、持参又は郵送（期間内必着）により提出するとともに、そのデータを電子メールにより下記10のメールアドレス宛て提出してください。なお、データのファイルサイズが合計10MBを上回る場合は、「香川県ファイル転送システム」による提出としますので、事前に下記10の担当者までその旨連絡してください。

（受付期間）令和5年4月13日（木曜日）から令和5年4月24日（月曜日）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

### (2) 企画提案書の提出に関する留意点

- ① 企画提案書（様式4）の別紙はA4判とし、仕様書に基づき、次の項目をできる限り詳しく記載してください。

#### 1) 企画提案内容

- ・企画提案の企画意図、コンセプト
- ・キャッチコピー
- ・啓発の内容
- ・広報媒体、啓発時期
- ・年間の広報実施スケジュール（広報ごとに、打合せ等準備期間から実際の実施時期までを記載）など

#### 2) 委託業務の実施体制等

- ・本委託業務を担当するスタッフの体制、経験、能力
- ・国又は地方公共団体からの同類または類似業務の受託実績、成果（契約相手、契約金額、契約期間）など

#### 3) その他（業務に当たっての強み、特記事項等）

#### 4) 経費（見積書別途添付）

- ② 企画提案書（様式4）の別紙の枚数に制限はありませんが、用紙下の中心にページ番号を記載してください。

- ③ A4判を超える場合は、3つ折等の対応をしてください。

- ④ 紙媒体での提出は、正本1部、副本15部とし、副本は、別紙のみを提出してください。なお、副本には、事業者名・所在地等事業者の特定につながる内容は記載しないでください。また、補足資料等と合わせて左肩1か所をステープラーで止めてください。

- ⑤ 見積書は、一括計上でなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式により、必要な経費について見積もってください。消費税及び地方消費税を記載してください。

- ⑥ 見積書においても副本15部については、事業者名、所在地等事業者の特定につながる内容は記載しないでください。

- ⑦ 一度提出した企画提案書の差替え、再提出は認めません。
- ⑧ 企画提案書に虚偽事項を記載していることが判明した場合は、当該企画提案書は、正規の資料として取り扱いません。

## 7 選定方法

### (1) 書類選考の実施

提出された企画提案書について書類選考を実施します。

### (2) 審査

審査は、(3)審査基準の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の6名(予定)の委員が評価した結果の合計点を応募者の得点とします。

### (3) 審査基準

別紙「令和5年度交通死亡事故広報啓発事業委託業務 審査項目及び評価基準」のとおり

### (4) 選定

提出された企画提案書を審査し、各審査項目の得点合計が最も高い応募者1者を候補者として選定します。ただし、得点合計が最も高い応募者が複数いる場合は、選定委員ごとに得点による応募者の順位付けを行い、その順位の値の合計が最も小さい者を候補者として選定します。審査の経緯については公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

なお、応募者が1者の場合も審査を行います。また、全委員の評価点の合計が最低基準(満点の6割)に満たない場合は選定しないものとし、この点数を満たす企画提案がないときは再募集します。

### (5) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに書面により応募者に通知します。

## 8 事業者との契約

選定された者は、通知があり次第、県と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに準備に着手してください。

なお、契約締結時に、原則、契約保証金の納付が必要となります。また、本契約については、県の随意契約の公表の対象となります。

## 9 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しません。
- (3) 受託者は、契約の範囲内で本委託業務について県の指示に従うものとします。
- (4) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は受託者が行うものとします。
- (5) 選定の結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示

を行う場合があることを了知してください。

(6)なお、本件公募は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和5年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

10 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県危機管理総局くらし安全安心課

交通安全推進グループ 担当者：中村、岡田

TEL：087-832-3231

FAX：087-806-0244

Mail：[kurashi@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kurashi@pref.kagawa.lg.jp)

11 スケジュール

3月22日（水曜日）	公告開始
3月31日（金曜日）	公告終了
4月3日（月曜日）	応募意思表明書受付締切り
4月10日（月曜日）	県への質問の受付締切り
4月12日（水曜日）	質問への回答及び閲覧
4月24日（月曜日）	企画提案書受付締切り
5月下旬	審査終了（予定）
5月下旬	企画提案書審査結果通知（予定）
5月下旬	見積書の徴収（予定）
5月下旬	契約締結（予定）

令和5年度交通死亡事故広報啓発事業委託業務  
審査項目及び評価基準

審査項目	評価するポイント	配点
企画提案内容	<b>【業務内容について】</b> ・仕様書の5 業務内容等①～⑤ に沿った提案がなされているか。 <b>【コンセプトについて】</b> ・企画意図・コンセプトは、県が示す事業の目的と合致しているか。	15
	<b>【キャッチコピーについて】</b> ・キャッチコピーは、交通事故により尊い命が失われている現状と危機感を印象付け、心に深く響く、交通死亡事故抑止に繋がる内容となっているか。	10
	<b>【啓発内容について】</b> ・県民の目を引く独自性、印象度が高い提案となっているか。 ・県民の心に響く訴求力の高い提案となっているか。 ・提案をより効果的な内容とするための創意工夫がなされているか。	30
	<b>【動画について】</b> ・重点項目として挙げた交通ルールや安全のためのポイントの重要性が見る者に伝わり、意識の変化や行動変容が期待できる内容となっているか。	10
	<b>【広報媒体、啓発時期について】</b> ・各種広報媒体を効果的に活用し、その啓発時期も十分考慮しているか。 ・年間を通じての計画的な広報となっているか。 ・啓発内容を県民に認知・定着させるため、必要な媒体数、媒体ごとの頻度（回数）を設定しているか。	20
実施体制等	・業務を迅速かつ適切に遂行できる体制を有しているか。 ・各業務に関する知見、ノウハウを有しているか。 ・実施工程が明確であり、実行可能なものとなっているか。	10
経費	・提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。	5
合 計		100

## [評価基準]

大変優れている＝5点、優れている＝4点、普通＝3点、やや劣っている＝2点、劣っている＝1点（ただし、配点が10点の場合、各評価基準×2。15点の場合、各評価基準×3。配点が20点の場合、各評価基準×4。30点の場合、各評価基準×6。）